

子ども加算の対象者の方  
へお知らせです。



あま市

# 低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金 (住民税均等割のみ課税世帯分) のご案内

- 低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金は、物価高により厳しい状況にある子育て世帯を支援するための給付金です。
- この給付金を受給するためには、手続が必要です。

## 給付金の加算額

児童1人あたり **5万円**

## 給付金の支給時期

あま市が確認書または申請書を受理した日から2週間から4週間後が目安です。

## 加算対象世帯

令和5年度住民税均等割のみ課税される世帯で18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）が同一の世帯に属する世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は除きます。

## 手続方法

① **世帯の全ての方**  
が、令和5年1月1日以前から  
あま市にお住まいの場合

※確認書は基準日（令和5年12月1日）時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

② **世帯の中に令和5年1月2日以後にあま市に転入した方がいる場合**

※申請先は基準日（令和5年12月1日）時点で住民登録のある市区町村になります。

③ **令和5年12月2日以降に生まれた児童**  
④ **別世帯で扶養している児童（学生寮で生活している場合など）**

※詳細が未定のため変更になる場合があります。

あま市から確認書が届きます  
**（要返信）**

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面①へ

## 申請が必要です

受付期間：令和6年2月29日（木）  
～令和6年5月31日（金）

申請書は子ども福祉課で配布します。【消印有効】

詳しくは裏面②③④へ

# 給付金の手続

※記入漏れ、添付書類漏れ、審査状況により支給が遅れる場合があります。

## ①世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前からあま市に お住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項などが記載された確認書が届きます。  
※この確認書は、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金を合わせた書類となっています。
  - 記載内容を確認し、必要事項を記入して、あま市に返信してください。  
(確認書の二次元コードから電子申請も可能です。)
- 【確認事項】
- (1) 加算対象児童の氏名・生年月日及び基準日時点で生計同一であること
  - (2) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- 【記入が必要な事項】
- (1) 確認欄1のチェック
  - (2) 世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号
  - (3) 給付金の振込を希望する金融機関口座
  - (4) 確認欄2の加算対象児童の生計関係欄のチェック
- 「確認書の記入要領」をご確認のうえ、希望する口座の記入漏れのほか、世帯主の本人確認書類の写しや口座確認書類の写しの添付漏れがないようご注意ください。

## ②世帯の中に令和5年1月2日以降にあま市に転入した方がいる場合

## ③令和5年1月2日以降に生まれた児童

## ④別世帯で扶養している児童（学生寮で生活している場合など）

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、子ども福祉課に直接又は郵送でご提出ください。

!  
低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

あま市役所 子ども健康部 子ども福祉課  
物価高騰対策給付金コールセンター

電話 0120-313-317

受付時間 平日 9:00~17:00

